

高病原性鳥インフルエンザ発生農場にかかる搬出制限区域の解除について

1月1日に前橋市内で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、移動制限区域内（発生農場から半径3km以内）の農場で実施した清浄性確認検査の結果、すべて陰性であることから当該地域の清浄性を確認しました。

これを受けて国と協議した結果、発生農場から半径3km～10kmに所在する農場（30農場、約181万7千羽）に設定している搬出制限区域を本日0時に解除しました。

1 清浄性確認検査の結果

- ・対象農場：発生農場の移動制限区域内の1農場（約2万3千羽）
- ・検査期間：令和5年1月14日から1月18日まで
- ・検査内容と結果：臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離を行い、すべて陰性を確認。

2 今後の予定

防疫措置完了（1月3日）から21日経過するまでに、移動制限区域内で新たな発生がなければ、1月25日0時をもって移動制限区域を解除。

【搬出制限区域及び移動制限区域の設定状況】

区 域	農 場 数	飼 養 羽 数
搬出制限区域（3km～10km以内）	30農場	約181万7千羽
移動制限区域（3km以内）	1農場	約2万3千羽